

健康保険鳴門病院の公的存続を求める意見書

平成20年10月1日、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資された健康保険鳴門病院（以下「鳴門病院」という。）は、徳島県北部の中核病院として、鳴門市はもとより、周辺市町、香川県東部及び兵庫県南淡地区を合わせ、10数万人の医療と健康を担うとともに、救急医療をはじめ、多くの政策医療を提供する役割を果たしている。

鳴門病院は、2次救急医療施設（救急告示病院）として、毎年約2,000名の救急搬送患者に対応するとともに、東部地区における小児救急輪番病院として、多くの小児救急患者の受け入れを行い、地域住民に大きな安心を与えている。

病床稼働率は約90%と高く、1日約600名の外来患者に対応し、産科医療では300件を超える分娩を取扱っている。また、開放型病床20床を整備し、共同診療や高額医療機器の共同利用等、地域の医療機関との連携に努めている。

災害対策関連では、東部I保健医療圏の災害拠点病院として、災害派遣医療チーム（DMAT）を有し、積極的に訓練・研修を実施するなど、災害医療機能の強化・充実を推進しており、東南海・南海地震発生時においても、重要な役割を果たすことが期待されている。

さらには、臨床研修指定病院として医師の養成に、また、併設の看護専門学校において看護師の養成に尽力するとともに、同じく併設の健康管理センター、訪問看護ステーションにおいては、特定健診・特定保健指導や在宅医療にも力を注いでいるところである。

このように、鳴門病院は、県北部の基幹病院として、地域で必要とされる医療を適切かつ安全に提供するとともに、民間病院では担うことが困難な公的な医療機能を果たすべく、日々、努力しているところであり、鳴門市をはじめ、徳島県にとって、かけがえのない病院となっている。

よって国におかれては、県民が良質な医療、安心して信頼のできる医療を継続して受けることができるよう、次の事項について、格別の措置を講じられるよう強く要望する。

- 1 社会保険病院、厚生年金病院の整理合理化に当たっては、患者・地域住民・地元自治体・医師会・病院関係者等の意見を反映すること。
- 2 地域に必要な役割を果たしている健康保険鳴門病院を救急医療・周産期医療・災害医療などの政策医療を担う公的な病院として存続させること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年12月18日

徳島県議会議長 福 山 守